砂川市地球温暖化対策職員行動計画

平成 28 年度～平成 32 年度

砂　川　市

目　　次

第１章　計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１頁
　１．策定の背景
　２．計画の目的
　３．計画の位置付け
　４．計画期間・目標年度
　５．対象範囲
　６．対象とする温室効果ガス
　７．前期計画におけるＣＯ２排出量

第２章　計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５頁
　１．基準年度のＣＯ２排出量
　２．要因別の排出状況
　３．削減目標

第３章　具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７頁
　１．日常的な取り組み
　２．公共工事の実施、施設の建設・改修等における取り組み

第４章　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 頁
　１．推進体制
　２．進行管理
　３．職員の意識啓発
　４．計画の見直し

第１章　計画の基本的事項

１．策定の背景

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

世界の政策決定者に対し正確でバランスの取れた科学的知見を提供する「気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）」は、平成 25 年９月に最新の知見をとりまとめた第５次評価報告書の第１作業部会報告書（自然科学的根拠）を公表しました。この中では観測事実として、気候システムによる温暖化については疑う余地がないこと、人間による影響が 20 世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いことなどが示され、早い段階でのＣＯ２の排出削減の必要性を訴えています。

地球温暖化対策は、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施して初めて実施することができます。東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、低炭素社会の実現に向けて、地方公共団体の役割の重要性は高まってきています。

（出典：平成 26 年２月 環境省「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」）

２．計画の目的

市は、行政機関であるとともに、その職員数、事業量からみて市内最大の事業者であり、消費者でもあります。市が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むことにより、地域における地球温暖化対策に貢献することができ、また、市民や事業者、各種団体の自主的な取り組みを促すことにもつながると考えます。

本計画は、市が行政事務を実施するにあたり、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて様々な取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

３．計画の位置付け

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第１項では、都道府県及び市町村は、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関

する計画を策定するものとされており、本計画は同条項に基づき策定するものです。

また、砂川市第６期総合計画（平成 23 年度～32 年度）では、基本目標１「人と環境にやさしいうるおいのあるまち」の施策１－３「地球環境や人にやさしいまちづくり」において、地球温暖化防止に取り組むまちを目指すこととされており、本計画は同施策を推進するための個別計画として策定するものです。

４．計画期間・目標年度

本計画の対象期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの５年間とし、目標年度は計画期間の最終年度である平成 32 年度とします。

５．対象範囲

本計画は市のすべての施設、事務事業を対象とします。具体的な施設は前期計画と同様に次表のとおりですが、広域事業など一部対象としない施設があります。

なお、計画期間中に新たな施設が設置された場合等は、本計画の対象に加えます。

【 対 象 施 設 】

所管		対象施設
部等	課等	
総務部	総務課	市庁舎
市民部	市民生活課	ヘリポート
		北地区コミュニティセンター
		東地区コミュニティセンター
		南地区コミュニティセンター
		ごみ処理場
	社会福祉課	さくら保育園・子育て支援センター
		ひまわり保育園
		空知太保育所
		子ども通園センター
	介護福祉課	空知太老人憩の家
		石山老人憩の家
		北光老人憩の家
		南吉野老人憩の家
		宮川老人憩の家
	ふれあいセンター	ふれあいセンター
経済部	農政課	北吉野コミュニティセンター
建設部	土木課	ふれあい広場管理施設
		北光公園管理棟

所管		対象施設
部等	課等	
教育委員会	学務課	砂川小学校
		豊沼小学校
		中央小学校
		空知太小学校
		北光小学校
		砂川中学校
		石山中学校
	社会教育課	地域交流センターゆう
	スポーツ振興課	総合体育館
		海洋センター
	公民館	公民館
	図書館	図書館
	学校給食センター	学校給食センター
市立病院	管理課	市立病院
砂川地区保健衛生組合	事務局	クリーンプラザくるくる
		吉野斎苑

６．対象とする温室効果ガス

本計画で削減の対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第２条第３項で定められた７種類のガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（ＣＯ２）とします。

７．前期計画におけるＣＯ２排出量

砂川市では、本計画の前期計画である「砂川市地球温暖化対策推進実行計画」（平成 23 年度～平成 27 年度）を平成 23 年に策定し、ＣＯ２排出量の削減に取り組みました。前期計画では、基準年度の平成 21 年度におけるＣＯ２排出量 8,325ｔを目標年度である平成 27 年度に５％削減し 7,900ｔとする目標を設定しましたが、実績は次のとおりでした。

【 前期計画における実績 】

	基準年度（平成 21 年度）	目標年度（平成 27 年度）
目　標	8,325ｔ	7,900ｔ
実　績		12,222ｔ

前表のとおり、ＣＯ２排出量の実績値は目標値を大幅に超過する結果となりましたが、この主な原因として次の２点が挙げられます。

① 泊原子力発電所の完全停止に伴い火力発電の稼働率が上昇したことにより、電力のＣＯ２排出係数が上がった。

② 市立病院の改築により市立病院の施設規模が大きくなり（延床面積 21,601 ㎡ → 48,980 ㎡）、ＣＯ２排出量も大幅に増加した。

【 参考：前期計画における目標値超過の原因 】

	施設区分	**電力（係数 0.588）**	電力以外	計
平成 21 年度（基準年度）	市立病院	2,278 t	2,212 t	**4,490 t**
	市立病院以外	2,341 t	① 1,494 t	3,835 t
	計	4,619 t	3,706 t	8,325 t
	施設区分	**電力（係数 0.683）**	電力以外	計
平成 27 年度（目標年度）	市立病院	5,221 t	2,797 t	**8,018 t**
	市立病院以外	2,798 t	1,405 t	4,204 t
	計	8,020 t	4,202 t	12,222 t

② 8,325 t

（注）端数処理のため計値が合わない箇所があります。

また、施設毎に計画期間中のＣＯ２排出量の平均値を見ると、全 36 施設のうち半数以上の 21 施設において、日常的な取り組みやＬＥＤ化等により基準年度の排出量以下に削減できたことは一定の成果があったと考えられます。

しかし、目標年度においてＣＯ２削減率５％を達成した施設は、全 36 施設のうち３分の１の 12 施設にとどまる結果となり、全体としては目標に及ばなかったと言えます。

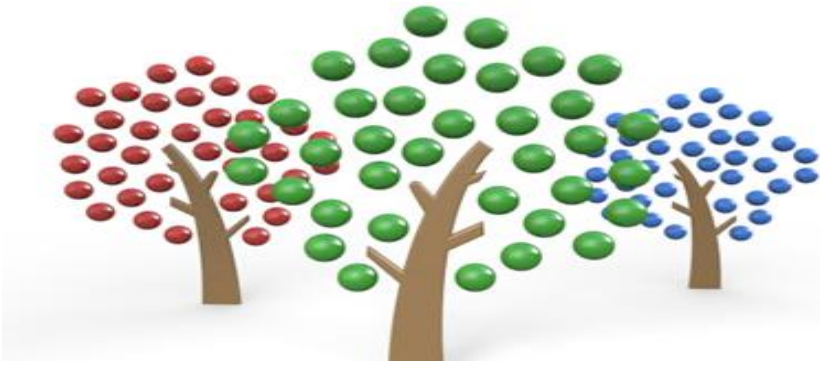

第２章　計画の目標

１．基準年度のＣＯ２排出量

本計画におけるＣＯ２排出量の基準年度は、計画期間の直前の年度である平成 27 年度とします。また、基準年度のＣＯ２排出量は、12,222ｔです。

【 基準年度のＣＯ２排出量 】

温室効果ガス	ＣＯ２排出量
二酸化炭素（ＣＯ２）	12,222ｔ

２．要因別の排出状況

基準年度のＣＯ２排出量を要因別に見ると、次表のとおりです。

電力の使用に伴って排出されるＣＯ２が全体の 66%を占め、次いでＡ重油が 27%、灯油が 7%となっています。

【 基準年度の要因別ＣＯ２排出量 】

要　因		単位	活動量 a	排出係数 b	排出量（kg） a × b
燃料	ガソリン	ℓ	30,275.1	2.32	70,238.2
	灯油	ℓ	328,786.3	2.49	818,677.9
	軽油	ℓ	3,108.0	2.58	8,018.6
	Ａ重油	ℓ	1,201,768.0	2.71	3,256,791.3
	液化石油ガス（ＬＰＧ）	kg	16,106.5	3.00	48,319.5
電力		kWh	11,741,860.2	0.683	8,019,690.5
合　計					12,221,736.1

（注）端数処理のため合計値が合いません。

３．削減目標

本計画におけるＣＯ２排出量の目標年度は前記のとおり平成 32 年度であり、基準年度のＣＯ２排出量を５％削減することを目標とします。これは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年６月 22 日法律第 49 号）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年３月 31 日経済産業省告示第 66 号）がエネルギーの使用に関して、年平均１％以上の低減を求めていることを踏まえたものです。

【 ＣＯ２排出量の削減目標 】

温室効果ガス	基準年度排出量 （平成 27 年度）	削減目標	目標年度排出量 （平成 32 年度）
二酸化炭素（ＣＯ２）	12,222ｔ	５％	11,611ｔ

なお、砂川市第６期総合計画（平成 23 年度～32 年度）の施策１－３「地球環境や人にやさしいまちづくり」では、平成 32 年度におけるＣＯ２排出量の目標値を 7,500ｔと定めていますが、平成 28 年度以降は本計画の目標値達成に向けて取り組みを進めることとします。

第３章　具体的な取り組み

本計画の目標達成に向けて、次の具体的な取り組みを実践していきます。

１．日常的な取り組み

（１）電力使用量の削減

・始業前、昼休み中、時間外勤務時は、不必要な照明を消灯します。
・勤務時間中でも、晴天時などは可能な限り照明を消灯、または、間引きします。
・会議室、トイレ、更衣室、休養室、給湯室などの照明は、利用者がいる時のみ点灯します。
・ノー残業デーを含めて時間外勤務を減らし、照明や事務機器等による電力使用の削減に努めます。
・各職場の最終退庁者は、照明や事務機器等の電源が切られていることを確認します。
・全般照明（天井灯など）から局部照明（電気スタンド等）を推進します。
・長時間離席する場合など、不使用のパソコン等の電源はこまめに切ります。
・パソコン等の省電力機能を利用します。
・エアコンは温度の上げすぎ・下げすぎに注意し、利用していない部屋はスイッチを切ります。
・スイッチ付テーブルタップの利用に努めます。
・市庁舎の正面玄関、北庁舎入口の自動ドアは極力使わないようにします。
・３階程度の移動の際は、階段を使用します。
・エネルギー消費効率の高い機器や設備の導入・更新を推進します。

（２）燃料使用量の削減

・冬期間の事務室や各施設の暖房は、利用状況に応じて適切な温度管理を行い、使用しない部屋は暖房を入れません。
・ブラインドやカーテン等を利用し、冷暖房使用量を削減します。
・ガスコンロや給湯器は沸かしすぎの防止に努め、長時間使用しないときは給湯器の種火を消します。
・サマースタイルやウォームビズを推進します。

（３）公用車燃料使用量の削減

・軽自動車を含めた低燃費車、低公害車の導入に努めます。
・急発進、急加速、空吹かし等を行わないエコドライブを実践します。
・アイドリングストップを実践するため、駐停車中はエンジンを停止します。
・暖機運転は必要最低限とします。
・合理的なルートを心掛け、無駄な走行をなくします。
・行き先が同一方向などの場合は調整し、相乗りで使用します。
・車内に不要な荷物や道具類を積まないようにします。

（４）紙使用量の削減

・裏紙利用を心掛けるとともに、両面・縮小等の機能を利用して、紙使用量の削減に努めます。
・パソコンで作成する文書類は、画面上で修正箇所がないか確認を行い、印刷プレビューで出来上がりを最終確認します。
・共有ファイルや電子メールを活用し、ペーパーレス化を推進します。
・会議資料の簡素化を図り、印刷物は最低限の部数を作成します。
・会議などで封筒を配布しないようにします。
・再生紙（古紙配合率 70%以上、白色度 70%以下）の利用を推進します。

（５）水使用量の削減

・トイレ、水道、給湯を使用する際は、節水を心がけます。
・水を利用する設備や機器の水漏れ点検に努めます。

（６）ＲＥＤＵＣＥ（ごみの発生抑制）

・物品は適切に在庫管理し、必要量のみ購入します。
・使い捨て商品の購入を減らし、詰め替えができる製品を購入します。
・できるだけ食べ残しを減らし、生ごみの発生を抑えます。

（７）ＲＥＵＳＥ（ごみの再使用）

・使用済み・書き損じ封筒や不要紙などを再利用します。
・事務用品、電気製品などが故障した場合は、できるだけ修理し再利用します。
・不用品が出た場合は、必要としている職場がないかデスクネッツ等で確認します。また、中古物品が必要な場合は、提供できる職員等がいないか同様に確認します。

（8）ＲＥＣＹＣＬＥ（ごみの再資源化）

・ごみの分別による再資源化を徹底します。

・リサイクルしやすい製品や環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入します。

（9）ＲＥＰＡＩＲ（長期使用）

・中身の交換、詰め替え等の可能な製品の使用や物品の修理により長期使用に努めます。

・コピー機やパソコン等の機器は、適切に管理・点検などを行い、長期使用に努めます。

(10) ＲＥＦＵＳＥ（断る・使わない）

・商品の購入にあたっては、包装の簡素化を依頼したり、エコバック等を持参してレジ袋を使用しないようにします。

２．公共工事の実施、施設の建設・改修等における取り組み

・公共工事では、廃棄物の発生を最小限にするとともに、廃棄物を再資源化した資材の使用に努めます。

・公共工事において発生する、土、コンクリート、アスファルト、木材などの再資源化に努めます。

・施設を新築・改築するときは、環境負荷の低減に配慮した施設になるよう努めます。

・省エネルギー型またはエネルギー効率の高い機器、設備の導入・更新を推進します。

・新築・改築時における節水型トイレの導入を推進します。

・断熱性能に優れた窓ガラス(ペアガラス、二重ガラスなど)の導入に努めます。

・高効率照明やＬＥＤ照明の導入を推進します。

・太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を検討します。

・カーボン・オフセットの導入を検討します。

・公共施設の緑化を検討します。

第４章　計画の推進

１．推進体制

この計画を円滑かつ全庁的に推進していくために、砂川市地球温暖化対策推進委員会を設置します。

委員長（市長）を責任者として、副委員長（副市長）を置き、各課長職職員を推進委員とします。また、事務局は市民生活課生活交通係に設置します。

推進委員は、各課等における取り組み状況の管理を行うとともに、取り組みに向けた調整を行います。

２．進行管理

事務局は、毎年７月までに推進委員等をとおして前年度における各施設のＣＯ２排出量や計画の進捗状況を把握し、その結果を市のホームページに公表します。

３．職員の意識啓発

本計画を実効性あるものとするためには、職員一人ひとりが環境保全の意識を高め本計画の趣旨や内容を理解したうえで、具体的な取り組みを一つひとつ実践していくことが極めて重要です。このため、事務局は職員の意識啓発のために次の取り組みを行います。

・職員に対して定期的に本計画の目的や具体的な取り組み等の内容を周知します。
・推進委員をとおして全職員が具体的な取り組みを実践するよう働きかけます。
・ＣＯ２排出量が大きく増加した施設については、原因の分析や対応策等を推進委員と協議します。
・職員に対して、地球温暖化対策に関する最新情報や環境に関するシンポジウム等の開催案内、国・道の補助事業等の情報を提供します。
・指定管理者施設については、推進委員等をとおして本計画の内容を周知し、具体的な取り組みの実践を依頼します。

４．計画の見直し

本計画について、関係法令や社会経済情勢などの変化により見直しが必要と認められる場合は、計画の見直しを行います。

砂川市地球温暖化対策職員行動計画
平成 28 年度～32 年度
（平成 29 年 2 月策定）

砂川市 市民部 市民生活課 生活交通係
〒 073-0195　砂川市西６条北３丁目１番１号
電　話：0125-54-2121(内線 214～216)
ＦＡＸ：0125-54-2568
メール：seikatsu@city.sunagawa.lg.jp